

アジア・ビジネス・ネットワーク事業（ビジネス・コンシェルジュ業務）
企画提案仕様書

1 委託事業名

アジア・ビジネス・ネットワーク事業（ビジネス・コンシェルジュ業務）

2 委託期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

3 事業の目的

本事業は、海外企業等が、県内において投資や立地、商取引を行おうとする際の、サポート窓口を設置することで、海外と沖縄のビジネス交流を促進することを目的とする。

4 業務内容

(1) サポート業務

(ア) 海外企業等による電話、メール、対面による相談に応じ、以下のサポート業務を実施

- ① 県内の事業環境や、経済状況に関する情報提供
- ② 投資や立地、商取引を開始するための手順等に関するコンサルテーション
- ③ 設立登記、査証（ビザ）、税制等に関するサポート
- ④ 県内事業者とのビジネスマッチング等に関するサポート
- ⑤ 事務所や土地等の不動産に関するサポート
- ⑥ 雇用労働に関する制度説明や人材確保に関するサポート
- ⑦ 口座の開設や融資等の金融に関するサポート
- ⑧ 国際物流ハブや各種インセンティブの紹介と活用サポート
- ⑨ 医療や教育など、生活一般に関するサポート
- ⑩ 通訳者の紹介など言語に関するサポート
- ⑪ その他県内でビジネスを行うにあたって必要となる情報提供及びサポート

(イ) 投資等の具体化に向けた、県内視察アテンドや企業訪問

(ウ) 関連するセミナーや商談会等との連携、連動した投資等の相談・サポート

(エ) サポート業務の品質向上を図るための「サポート業務マニュアル」の作成

(オ) 個別のサポート状況の共有と連携、検証を行うための「サポート記録」の作成

(カ) サービス利用に関する注意事項や利用条件に関する説明と同意の確認

(キ) アジア・ビジネス・ネットワーク事業で実施する、アジア諸地域と県内の経済団体、業界団体等との連携構築のサポート

(2) 連携構築業務

サポート業務の内容については、関係機関等との連携によってより高いサービスが提供できるものや、特別な知識やノウハウを要するものがあるため、関係機関や専門家との連携を推進し、県との関係構築についても必要に応じた支援を行う。特に以下の機関等とは緊密な連携関係を構築するとともに、適切な役割分担を行う。

(ア) 対日投資の総合的支援機関である日本貿易振興機構（ジェトロ）

（ジェトロ沖縄、ビジネスサポートセンター、海外事務所、対日投資部）

(イ) ビジネスコンシェルジュ東京や大阪外国企業誘致センターなど、他の自治体が運営する外国企業向け支援窓口

(ウ) 設立登記、査証、税制、商標等を支援するための、弁護士、司法書士、行政書士税理士等の専門家及び関係団体

(エ) 商工会議所、商工会、工業連合会等の事業者団体

(オ) 公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会等の不動産関係機関

(カ) 地元金融機関及び関係団体

(キ) 沖縄労働局等の労働関係機関

(ク) 国、市町村等のビジネス支援に関する関係機関

(ケ) 台湾、香港等における外国の海外展開支援機関

(コ) その他の関係機関及び専門家

(3) 情報収集業務

サポート業務に必要となる情報収集業務を適宜継続的に実施する。

また、県内において投資や立地、商取引を行おうとする際に必要となる情報や、これを支援するために必要な情報について、調査レポートとして取りまとめる。

(4) 情報発信業務

事業内容や県内ビジネス環境について、日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）で情報発信する。

当該事業により設置する相談窓口の認知度向上に向けた、県内コンテンツ等を活用したウェブサイト、チラシ、パンフレット、その他コンテンツの作成及び改定。

(5) 運営会議

個別案件の進捗状況や業務運営にかかる課題等に関する調整を行うため、関係者と定期的に（月1回程度）運営会議を開催する。

また、委託者の必要に応じ、適宜打合せを行うものとする。

5 業務体制

外国企業等との円滑なコミュニケーションを図るため、日本語、英語、中国語による会話、読み書きに対応できる3名以上の業務体制を構築する。

6 事業の目標

本県への投資を具体的に検討させるため、外国企業等の本県への視察を12社以上受け入れる。

相談を受けた外国企業数（情報収集程度の案件除く）24社以上。

7 予算に関する要件

本委託業務に係る予算は32,400,000円（消費税込み）とし、この範囲内で効率的かつ効果的な業務を実施するものとする。

なお、事業完了時に実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。

8 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

※契約の主たる部分

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

※再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の50%を超えない業務

その他、県が再委託により履行できると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

※その他、簡易な業務の範囲

資料の収集・整理・複写・印刷・製本

議事録作成、原稿・データの入力及び集計

その他、県が簡易と決定した業務

(5) その他一般管理費に関する留意事項

再委託とは、契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者と委任（準委任を含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることを意味する。ただし、一般管理費の算定基礎から控除される再委託は、請負契約に係る経費は含まれない。

※一般管理費の算出（県基準を採用する場合）

（直接人件費＋直接経費－再委託費(※)）×10%以内

※一般管理費の算出基礎となる再委託については、委任（準委任を含む）契約に係る経費であり、請負契約に係る経費は含まない。

9 事業の成果品及び知的財産権

(1) 業務の完了に際し、次の成果品を作成し、沖縄県に提出すること。

事業報告書 5部

CD媒体 3枚（PDF-テキスト形式）

電子書籍形式・1枚（EPUB.3形式）

※事業報告書の内容は県と事前に調整すること

(2) 知的財産権

当該成果品の著作権等の知的財産権は沖縄県に帰属する。

本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

沖縄県の許可を受けないで、他に公表、貸与、使用してはならない。

10 その他留意事項

(1) 受託者は、事業の実施に当たっては、委託者である沖縄県と適宜協議を進めていくものとする。

(2) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。